

静岡県がんセンター局管理規程第1号

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を改正する規程

(静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部改正)

第1条 静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程(平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資金前渡の伺い)</p> <p><b>第43条</b> 資金前渡(電子計算組織による給与並びに<u>第41条第12号及び第13号</u>に掲げる経費の資金前渡を除く。)をしようとするときは、資金前渡伺(様式第46号)により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約)</p> <p><b>第67条</b> この管理規程に定めるもののほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関における事務手続、預金の種類、<u>利子及び担保の提供</u>その他の事務に関しては、契約書の定めるところによる。</p> <p>(支出予算執行の伺い)</p> <p><b>第130条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出予算執行の伺いの決裁に代えることができる。</p> <p>(1) 給料、職員手当等、報酬、報償費(報償金のうち役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。)、法定福利費、退職給付費、旅費、光熱水費、保険料(自動車損害賠償責任保険料に限る。)、賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料</p>	<p>(資金前渡の伺い)</p> <p><b>第43条</b> 資金前渡(電子計算組織による給与並びに<u>第41条第11号及び第12号</u>に掲げる経費の資金前渡を除く。)をしようとするときは、資金前渡伺(様式第46号)により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約)</p> <p><b>第67条</b> この管理規程に定めるもののほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関における事務手続、預金の種類<u>及び</u>利子その他の事務に関しては、契約書の定めるところによる。</p> <p>(支出予算執行の伺い)</p> <p><b>第130条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出予算執行の伺いの決裁に代えることができる。</p> <p>(1) 給料、職員手当等、報酬、報償費(報償金のうち役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。)、法定福利費、退職給付費、旅費、光熱水費、保険料(自動車損害賠償責任保険料に限る。)、賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料</p>

に限る。)、通信運搬費、諸会費、研究旅費、企業債利息、長期借入金利息、一時借入金利息、割賦金利息、リース資産利息、その他雑損失(自動車重量税に限る。)、建設利子、負担金、企業債元金償還金、過年度損益修正損、消費税等及び一般会計借入金返還金 支払伝票

(2)・(3) (略)

別表第4 (略)

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	<u>250万円</u>
2 財産の買入れ	<u>160万円</u>
3 物件の借入れ	<u>80万円</u>
4 財産の売払い	<u>50万円</u>
5 物件の貸付け	<u>30万円</u>
6 1から5までに掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>

に限る。)、通信運搬費、公金収納取扱手数料、諸会費、研究旅費、企業債利息、長期借入金利息、一時借入金利息、割賦金利息、リース資産利息、その他雑損失(自動車重量税に限る。)、建設利子、負担金、企業債元金償還金、過年度損益修正損、消費税等及び一般会計借入金返還金 支払伝票

(2)・(3) (略)

別表第4 (略)

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	<u>400万円</u>
2 財産の買入れ	<u>300万円</u>
3 物件の借入れ	<u>150万円</u>
4 財産の売払い	<u>100万円</u>
5 物件の貸付け	<u>50万円</u>
6 1から5までに掲げるもの以外のもの	<u>200万円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部改正)

第2条 静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支出予算執行の伺い)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出予算執行の伺いの決裁に代えることができる。</p> <p>(1) 給料、職員手当等、報酬、報償費(報償金のうち役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。)、法定福利費、退職給付費、旅費、光熱水費、保険料(自動車損害賠償責任保険料に限る。)、賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限る。)、通信運搬費、公金収納取扱手数料</p>	<p>(支出予算執行の伺い)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出予算執行の伺いの決裁に代えることができる。</p> <p>(1) 給料、職員手当等、報酬、報償費(報償金のうち役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。)、法定福利費、退職給付費、旅費、光熱水費、保険料(自動車損害賠償責任保険料に限る。)、賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限る。)、通信運搬費、公金収納取扱手数料</p>

料、諸会費、研究旅費、企業債利息、長期借入金利息、一時借入金利息、割賦金利息、リース資産利息、その他雑損失（自動車重量税に限る。）、建設利子、負担金、企業債元金償還金、過年度損益修正損、消費税等及び一般会計借入金返還金 支払伝票

(2)・(3) (略)

料、公金振込手数料、諸会費、研究旅費、企業債利息、長期借入金利息、一時借入金利息、割賦金利息、リース資産利息、その他雑損失（自動車重量税に限る。）、建設利子、負担金、企業債元金償還金、過年度損益修正損、消費税等及び一般会計借入金返還金 支払伝票

(2)・(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年10月1日から施行する。